

議会改革・議会活性化にかかる各委員会の取り組み II

【予算常任委員会】

- ・3月定例会前に予算委員会を必ず開催するものとする
- ・12月定例会開会中の予算委員会及び3月定例会前の閉会中の予算委員会では、次年度当初予算の新規、重点、大型、廃止、縮小の各事業の報告を受け、協議する
- ・閉会中の予算分科会開催（毎回）を議会の承認を経た上で、所管予算審査のための資料提出を可能にし、総務、福祉委員会ともに閉会中の委員会を予算部会と1セットの同時開催する
- ・審査事項の有無に関わらず、毎本会議で予算委員長（あるいは予算分科会会長として各委員長）が報告する

【予算委員会分科会（委員会と並行して開催）】

総務産業予算分科会（＝総務産業委員会）、福祉文教予算分科会（＝福祉文教委員会）を設置し、それぞれの所管に係る予算を専権事項として、必要（予算にかかる重要案件）に応じて執行部との協議、また、議員間討議を行い、予算委員長に報告。予算委員長は、「予算委員会全体会議」「閉会中予算委員会」において、各分科会の意見を取りまとめ、要望、意見、決議として執行部に要請、是正を促し、回答を求める。

【総務産業委員会、福祉文教委員会の事前協議】

- 各委員長（あるいは正副委員長）は、開会中及び閉会中ともに、円滑な運営と生産的、建設的な議論のため、各委員会の開催前に所管課長と事務局を交え協議を行う。
- ・前回委員会の指摘事項
 - ・委員長が自らが所管の重点課題と認める懸案事項
 - ・現地調査の準備
 - ・予算分科会としての協議事項

【視察研修報告書（執行部への要望書）の様式を統一】

視察研修の成果を町政及び議会活動に十分に反映させるため、報告書の様式を統一し、各委員長は、委員の意見や提案を精査し、取りまとめ、委員会の総意として、執行部に要望する。

【意見交換会（執行部への要望書）】

意見交換会の成果を町政及び議会活動に十分に反映させるため、各委員長は、対象となる町民、各種団体からの意見や要望を精査し、取りまとめ、委員会の総意として、執行部に要望する。

【その他】

- ・会期中の常任委員会は別々の日程とする
- ・開会中、閉会中の他委員会委員の傍聴（意見・質問は不可）を許可する

【予算委員会（全体会議）で取り扱う審査事項】

企業会計、各特別会計を除くすべての予算

【予算委員会分科会で取り扱う審査事項】

予算委員会からの指摘事項及び以下

〔総務産業予算分科会〕

水道事業特別会計

公共下水道事業特別会計

農、漁業集落排水事業特別会計

〔福祉文教予算分科会〕

国民健康保険特別会計

介護保険特別会計